平成２６年（フ）第３４５２号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目12番２号　タイガースマンション103号
債務者　谷口　久惠
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６号
山形県米沢市松が岬２丁目３番25号白川荘８号室
債務者　遠藤　　廣
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５０号
山形県米沢市直江町７番22号
債務者　南　　正雄
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５１号
山形県米沢市直江町７番22号
債務者　南　　憲一
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５２号
山形県米沢市丸の内１丁目６番21号イスズハイツＢ―503号室
債務者　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１３８号
群馬県富岡市神農原756番地　大小原アパートＦ棟
債務者　岡田　浩史
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７２７号
埼玉県久喜市久喜東４丁目７番２号　エマーユ久喜２―205号、旧住所埼玉県加須市上三俣816番地１　エルディムキムラⅠ102号
債務者　平井登留夫
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
神奈川県伊勢原市板戸738番地　アメニティ板戸１―301号
債務者　佐藤　美紗（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８８号
神奈川県南足柄市壗下442番地１　シャトーアルブルＡ―102
債務者　渡辺真由美
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３３号
岡山県津山市野介代605番地２、住民票上の住所岡山県津山市上田邑2281番地９
債務者　春木　嘉代
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第６１号
岡山県真庭市樫西2242番地
債務者　鳥山　浩司
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７３号
北海道登別市登別温泉町１番地　コーポプラタナス306
債務者　長谷川　登
1　決定年月日時　平成26年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
仙台市宮城野区原町６丁目４番７号　宝来荘２
債務者　鈴木　栄治
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
仙台市若林区遠見塚２丁目21番14―６号　パルク遠見塚壱番館102
債務者　田嶋　直人
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅４Ａ23棟22
債務者　佐藤　朝子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
神奈川県南足柄市怒田2822番地４
債務者　髙橋　優子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５７号
山梨県笛吹市一宮町石689番地４
債務者　渡邉　金吾
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係